

地域やライフステージを考慮した歯および口腔の健康づくりの支援体制の構築に関する研究

## 米国、英国、オーストラリアの歯科医師免許更新制度と生涯教育に関する調査

分担研究者 植野正之 東京医科歯科大学大学院健康推進歯学分野 准教授  
研究協力 竹原祥子 東京医科歯科大学国際交流センター 特任助教  
研究代表者 川口陽子 東京医科歯科大学大学院健康推進歯学分野 教授

### 研究要旨

我が国の今後の歯科保健サービスを提供する体制や制度の改善に資するため、米国、英国、オーストラリアにおける歯科医師免許更新制度および生涯教育について現地での歯科保健関係者へのインタビュー、およびインターネットや文献書籍等による資料収集により調査を行った。その結果、調査を行ったすべての国において歯科医師免許更新制度および生涯教育が実施されており、こうした制度は、将来我が国においても歯科医師が最新の歯科の知識や技術を身につけ、患者や社会に対しより質の高い歯科医療を提供するために不可欠と考えられた。

### A．研究目的

本研究の目的は、米国、英国、オーストラリアにおける歯科医師免許更新制度および生涯教育についての情報を調査・収集することである。

育履修単位数や更新期間が異なる。以下の表は2012年時点の州ごとの必要履修単位数と更新期間の一覧を示す。コロラド州とワイオミング州を除くすべての州において歯科医師免許の更新と生涯教育履修単位数が規定されている。

### B．研究方法

米国、英国、オーストラリアにおける歯科医師免許更新制度および生涯教育について、現地での歯科保健関係者へのインタビュー、およびインターネットや文献書籍等による資料収集により調査を実施した。

州名	更新期間内の単位数	更新期間(年)
1 アラバマ	10	1
2 アラスカ	28	2
3 アリゾナ	24	3
4 アーカンソー	50	2
5 カリフォルニア	25	2
6 コロラド	なし	なし
7 コネチカット	25	2
8 デラウェア	20	2
9 コロンビア特別区	8	2

### C．研究結果

#### 1．米国

##### 1) 歯科医師免許更新制度

米国では各州の歯科審議会（Dental Board）が歯科医師免許を管理している。したがって州ごとに免許更新に必要な生涯教

10	フロリダ	30	2
11	ジョージア	20	2
12	ハワイ	16	2
13	アイダホ	30	2
14	イリノイ	24	2
15	インディアナ	20	2
16	アイオワ	12	2
17	カンザス	60	2
18	ケンタッキー	20	2
19	ルイジアナ	30	2
20	メイン	10	2
21	メリーランド	15	2
22	マサチューセッツ	20	2
23	ミシガン	20	2
24	ミネソタ	50	2
25	ミシシッピ	4	2
26	ミズーリ	50	2
27	モンタナ	60	3
28	ネブラスカ	10	2
29	ネバダ	6	2
30	ニューハンプシャー	8	2
31	ニュージャージー	20	2
32	ニューメキシコ	30	3
33	ニューヨーク	18	3
34	ノースカロライナ	15	1
35	ノースダコタ	10	2
36	オハイオ	40	2
37	オクラハマ	30	3
38	オレゴン	40	2
39	ペンシルベニア	15	2
40	ロードアイランド	40	2
41	サウスカロライナ	28	2
42	サウスダコタ	20	5
43	テネシー	40	2
44	テキサス	6	1
45	ユタ	15	2
46	バーモント	30	2

47	バージニア	15	1
48	ワシントン	7	1
49	ウェストバージニア	17	2
50	ウィスコンシン	30	2
51	ワイオミング	なし	なし

出典：The American Dental Institute, 2012

## 2) カリフォルニア州

カリフォルニア州においては2年ごとに歯科医師免許の更新を行う。このことはカリフォルニア州「企業および職業条例」(California Business and Professions Code)の歯科診療法第1715項(Dental Practice Act 1715)に規定されている。

2年間で必修科目を含む50単位を履修し、自分の誕生日月の最終日までに免許を更新しなければならない。

### (1) 履修科目

#### 必修科目

必修科目はカリフォルニア州歯科審議会承認の感染対策(Infection Control)2単位、カリフォルニア州歯科診療法(California Dental Practice Act)2単位、基本的救命処置(Basic Life Support: BLS)最大4単位である。

感染対策は、カリフォルニア州歯科診療法の第1005項と歯科環境における規則適用に関する内容を含まなければならない。

カリフォルニア州歯科診療法は、歯科診療における違反行為、規定および法的義務の内容を含まなければならない。具体的には、歯科医師および診療補助者の医療業務内容、処方箋に関する法律、召喚、罰金、歯科医師免許の取り消しおよび停止処分、歯科医師免許更新、幼児虐待およびネグレクトの報告義務、高齢者虐待および弱者保護法、虐待の臨床的徴候などの内容である。

BLS はアメリカ心臓協会 ( American Heart Association: AHA ) あるいはアメリカ赤十字 ( American Red Cross: ARC ) 提供のもの、または米国歯科医師会あるいは一般歯科学術会認定のもので以下の内容を含まなければならない。

- ・ 成人と小児の心肺蘇生法 ( cardiopulmonary resuscitation: CPR ) についての2つのシナリオ
- ・ 気道内異物閉塞処置法
- ・ 成人、小児、幼児の窒息救助法
- ・ 心肺蘇生法と自動体外式除細動器 ( AED ) の使用法
- ・ 人を用いた実習、熟練度試験、筆記試験

### 選択科目

その他の選択科目は実際の患者や地域の歯科保健に直接関わる以下の科目の中から履修する。

- ・ 予防処置、診断手順および手法 ( 身体の評価、レントゲン撮影、歯科写真撮影を含む )、包括的治療計画、口腔内状況の記録法、インフォームドコンセントの手順および記録管理
- ・ 患者の栄養状態評価や栄養指導
- ・ 審美的、修正的および修復的口腔保健状況の診断と治療
- ・ 個人および地域の健康に関わる救急対処法、災害からの復興策
- ・ 歯科診療補助者の雇用および責任の委任領域に関わる法的規制、医療保険携行性と責任に関する法律 ( Health Insurance Portability and Accountability Act : HIPPA ) と実際の医療の提供
- ・ 血液媒介病原体に関する基準を含むカリフォルニア州労働安全衛生課 ( California Division of Occupational Safety and Health : CAL - DOSH ) が定める職場の安全、火災や救急、環境安全、廃棄物処

理と管理、一般的なオフィスの安全、およびそれに必要とされるトレーニング

- ・ 全身麻酔、意識下鎮静、経口鎮静の管理または医科的緊急対策
- ・ 歯科用器具の評価、選択、使用、ケア、滅菌機器、手術用機器および個人用の防護服
- ・ 患者の安全性、専門家の不正行為、倫理的な配慮や医療過誤に関連するアルコールおよび薬物使用などの依存性の問題や薬物乱用
- ・ 特別なニーズを持つあらゆる集団、特別な医療が必要な小児、および鎮静下の患者に接する際の行動科学、行動指針、および患者対処法
- ・ 最新および新興の技術の選択、取り入れ、使用。
- ・ 2 か国語による歯科専門用語の活用、異文化間のコミュニケーション、公衆歯科衛生の提供、および特別なニーズを持つ歯科患者の治療経験の向上、非伝統的な設定での医療提供時の歯科専門家の役割
- ・ 個人および地域保健プログラムにおける歯科の役割
- ・ 第三者支払に関する問題、歯科の請求の実践、患者と提供者間の支払いの紛争および請求に関する患者の管理などの保険業界の法的および倫理的事項

以下の科目は歯科医師にとって有益であると考えられるが全単位数の 20% を超えてはならない。

- ・ 再診や患者予約システム、診療の流れ、会話、情報処理などの改善に関わるもの
- ・ 診療所のコンピューター化、人間工学、診療事務処理などの組織・運用に関する事項
- ・ 指導力養成やデンタルチーム養成

- ・ 教授法、カリキュラム開発
- ・ 臨床評価法、診断法の検討、X線データ研究、研究モデルと治療計画の手順などを含む同業者による評価と症例報告研究
- ・ 人的資源管理と従業員の福利厚生

また、以下の内容の科目は歯科医にとっては有益であるが歯科診療の範囲外であるため、履修単位として認められない。

- ・ 資金運用計画、不動産運用、個人投資
- ・ 一般的な健康増進法、体重管理あるいは歯科医師の個人的健康に関わるもの
- ・ 歯科医療や歯科学と直接関係のない政治的、公的、個人的発表
- ・ 歯科医師の個人的利益を増やすための動機付けや商業的手法
- ・ 歯科診療および診療所の売買、診療権の譲渡、歯科医の雇用・獲得、診療査定、診療所の転移、引退に関する事項
- ・ 審議会からの特別な許可がない場合の顔面美容整形外科

さらに、録音テープを用いた学習、自宅での自己学習、ビデオによる履修、コンピューターによる履修は全単位の50%を超えてはならない。

以上述べた生涯教育は認定された歯科大学、国・州の歯科医師会、歯科教育関係企業により提供されており、履修後には受講証明書が発行される。

## (2) 更新方法

更新は郵送あるいは必要条件を満たせばオンラインで行うことができる。更新料は2013年4月現在、365ドル(約36,500円)である。

出典：California Dental Board, 2013

資料：Dental Practice Act

## 3. 英国

### 1) Continuing Professional Development : CPD

英国で歯科医師免許を管理しているのは、歯科諮問委員会 (General Dental Council) である。免許の更新は毎年行い、更新料は2013年時点で576ポンド(約87,000円)である。

また、5年ごとに最低250時間の生涯専門能力開発講習 (Continuing Professional Development : CPD) を履修しなくてはならない。CPDの定義は自己学習、トレーニング、コース、講義、セミナー、抄読会、その他様々な活動により歯科専門家としての専門的能力を発展させるものと定義されている。

2002年の1月よりCPDの履修が義務化された。また、CPDのうち75時間は証明できるCPD (verifiable CPD) でなくてはならない。証明できるCPDとは、(1) 簡潔な教育目標があり、(2) 明確な成果が期待でき、(3) 質が管理され、(4) 履修修了書や履修を証明できる文書が発行されるCPDのことである。それ以外のCPDは一般的CPD (general CPD) とみなされる。

### 2) 履修科目

CPDの科目は専門家として有益なものであれば何でもよいとされている。したがって、どの内容のものを選ぶかは個人の裁量に任されている。また、履修の方法も講義、専門的トレーニング、メディアを使った学習、学会参加など何でもよいとされている。

歯科諮問委員会ではverifiable CPDとして以下の科目を履修することを強く薦めて

いる。

- ・ 救急医療 - 5年間で最低 10 時間
- ・ 消毒および除染 - 5年間で最低 5 時間
- ・ 放射線撮影および放射線防御 - 5年間で最低 5 時間

また、以下の科目を verifiable あるいは general CPD として履修することを薦めている。

- ・ 法的小および倫理的事項
- ・ 苦情処理
- ・ 口腔癌の早期発見

出典：Continuing professional development for dentists, 2011

## 2. オーストラリア

### 1) Continuing Professional Development : CPD

オーストラリアでは、歯科審議会 (Dental Board) が歯科医師免許の管理を行っている。免許の更新は毎年原則として 11 月 30 日までに行うことになっている。その際の更新料は 2013 年時点で 572 ドル (約 58,000 円) である。

2010 年 7 月 1 日より、すべての歯科医師は 3 年間の間に最低 60 時間の CPD を履修することになっている。

CPD は、専門家が知識、専門的技術、能力を維持、改善、拡大し、生涯を通して必要な個人的および専門的な資質を向上させる手段と定義されている。

### 2) 履修科目

#### 臨床的または科学的な科目

CPD のうち 80% は臨床的または科学的な内容のもので、直接歯科保健と関わるものでなくてはならない。この科目には以下のものが含まれる。

- ・ 感染対策
- ・ 心肺蘇生法 (CPR)
- ・ 患者診療録管理
- ・ 歯科治療技法 - 歯内療法、齲蝕治療、クラウン形成

#### 臨床的または科学的でないとする科目

間接的に歯科保健と関わるもので以下のものが含まれる。

- ・ 歯科診療管理
- ・ 歯科に関わる法的責任
- ・ 歯科保健に関わるマーケティング
- ・ 歯科保健に関わる個人資産管理

#### その他

教育機関所属の歯科医師の場合、論文審査、論文査読、抄読会参加、歯科医学書の出版等も CPD として認められている。

出典：Dental Board of Australia, 2013

## D. 考察

今回、米国、英国、オーストラリアの歯科医師免許更新制度を調査し、検討を行ったが、すべての国において我が国では実施されていない歯科医師免許更新制度があり、数年ごとの更新が義務付けられていた。したがって、既定の単位を履修しないと、免許を更新できない制度になっている。開業医、大学教育者、行政職に関わらずすべての歯科医師が更新のためには所定の単位を履修しなければならない。また、履修項目とその内容についても細かく規定されていた。

日本では現在、歯科医師免許更新制度はないが、歯科医師会や大学主催等の生涯教育は提供されている。しかし、それらへの参加は任意であるため、生涯教育を受けない歯科医師の中には依然として古い歯科医療の知識や技術のままに診療を行っている者がいる

と推察される。常に最新の歯科の情報を得、患者に最良の歯科医療を提供するためには、歯科医師免許の更新や生涯教育は、必要な制度であると考えられた。

#### **E. 結論**

米国、英国、オーストラリアの歯科医師免許更新制度を調査し、検討を行ったが、すべての国において2~5年ごとの免許更新と生涯教育の履修が義務づけられていた。

我が国では歯科医師免許更新制度はないが、今後歯科医師免許更新制度を採用するためには、先ずその受け皿となる環境を整備する必要がある。すべての歯科医師が免許更新の際にある一定の研修を受講することは、最新の歯科の知識や技術を身につけ、患者や社会に対しより質の高い歯科医療を提供する責任を明示するために必要と考えられた。

#### **F. 研究発表**

植野正之、竹内美緒、竹原祥子、川口陽子：  
歯科保健医療制度の国際比較 第5報 海外の歯科医師免許更新制度、第61回日本口腔衛生学会・総会、神奈川、横須賀、2012年5月25日-27日、口腔衛生学会雑誌62巻2号Page267、2012.

#### **G. 知的財産権の出願・登録状況**

なし

表 各国の歯科医師免許更新制度の比較

国名	米国（カリフォルニア）	英国	オーストラリア
更新料	365 ドル、2 年ごと （約 36,500 円）	576 ポンド、毎年 （約 87,000 円）	572 ドル、毎年 （約 58,000 円）
管轄期間	各州の歯科審議会	国の歯科諮問委員会	オーストラリア歯科審議会
履修必要 単位数	必修科目を含む 50 単位以上	最低 250 時間の CPD	最低 60 時間の CPD
履修更新 期間	2 年	5 年	3 年
履修科目	<p>必修科目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 感染対策 2 単位</li> <li>・ 州歯科診療条例 2 単位</li> <li>・ 基本的救命法 4 単位</li> </ul> <p>米国心臓協会あるいは 米国赤十字提供のもの</p> <p>選択科目</p> <p>患者や地域に対する歯科 医療・保健の提供に関する 科目の中から選択する</p>	<p>主要推薦科目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医科的緊急処置 最低 10 時間</li> <li>・ 消毒および除染 最低 5 時間</li> <li>・ 放射線および被爆防護 最低 5 時間</li> </ul> <p>その他の推薦科目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法的小および倫理的問題</li> <li>・ 苦情に対する対応策</li> </ul>	<p>歯科保健に直接関わる科目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 感染対策、心肺蘇生法</li> <li>・ 歯科診療技法</li> </ul> <p>歯科保健に直接関わらない 科目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歯科診療経営</li> <li>・ 歯科における法的責任</li> </ul> <p>教育機関所属の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 論文審査、論文査読、抄 読会</li> <li>・ 歯科医学書の出版</li> </ul>
その他の 条件	<p>全単位の 20% 以上になって はいけない科目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 再診システム、患者スケ ジュールシステム、治療 の流れ、通信システム、 データ管理などの改善策</li> </ul>	<p>CPD の定義</p> <p>自己学習、トレーニン グ、コース、講義、セ ミナー、抄読会、その 他様々な活動により歯 科専門家としての専門 的能力を発展させるも の</p>	<p>CPD の定義</p> <p>専門家が知識、専門的技 能、能力を維持、改善、拡 大し、生涯を通して必要 な個人的および専門的な資 質を向上させる手段</p>